

別紙

諮問第1704号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇警備経費の積算書類一式と、その関連資料一式」の開示請求に対し、警視総監が令和4年10月31日付けで行った、別表に掲げる本件対象公文書のうち、本件非開示情報が記録されている部分を非開示とする本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求は、令和5年5月25日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和7年1月21日に実施機関から理由説明書を、同年6月13日に審査請求人から意見書を収受し、同年1月27日（第227回第三部会）から同年9月25日（第233回第三部会）まで、7回審議を行い、うち、同年5月28日（第230回第三部会）に実施機関から、同年6月25日（第231回第三部会）に審査請求人から口頭による意見を聴取した。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、意見書及び意見陳述における主張並びに実施機関の弁明書、理由説明書及び意見陳述における主張を

具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象公文書及び本件非開示情報について

警察法施行令（昭和29年政令第151号）2条は、国庫が支弁する都道府県警察に要する経費について定めており、同条7号では「警衛及び警護並びに騒乱、大規模な災害その他の場合における警備のための出動、機動隊の運営、警備訓練、長距離にわたる移動警察、不法出入国の監視その他の警備活動に必要な経費」とされている。

本件対象公文書は、警察法施行令2条に基づき実施機関が〇〇警備（以下「本件警備」という。）を実施するに当たり、本件警備実施前にその警備態勢を構築するために必要な装備資機材に係る経費を積算し、警察庁に予算の配分申請をした公文書である。

本件対象公文書には、本件警備の実施に際して必要な装備資機材に係る経費としての申請額及びその内訳が記載されており、「本件警備に関する経費」並びに同書面に添付された「別添1「〇〇（非開示情報）一覧表」、「別紙1「〇〇（非開示情報）積算資料」及び「別紙2「〇〇（非開示情報）積算資料」で構成されている。

実施機関は、別表に掲げる本件非開示情報について、以下のように説明し、条例7条4号及び6号に該当するとして本件一部開示決定を行った。

本件非開示情報は、警備実施に伴う諸対策の具体的任務、現場の体制、その他対策の実態等を総合的に勘案した上で決定した申請額、積算内訳及びその添付資料の非開示とした情報であり、既に完了した警備に係る情報とはいえ、これらの情報を公にすると、本件警備における諸対策ごとの部隊の規模及び編成、それらに対する実施機関の判断及び運用の基準等や、検討段階の時点でどの程度詳細に警備実施に係る経費を積算したのかが明らかとなる。その結果、今後同種又は類似の警備等が行われる場合に、テロ等犯罪行為を企図する者により、完了した警備に係る情報が研究、分析等されることで、各種対抗措置を執られ、不法行為を容易ならしめるなど、今後の警備実施に支障が生じるおそれがあることから条例7条4号に該当する。また、警備実施に係る積算事務及び連絡調整事務が滞り、警備態勢の構築に遅滞が生じるなど、効果的かつ適正な警備業務に支障を及ぼすおそれがあるため同条6号にも該当する。

イ 条例 7 条 4 号の該当性について

審査請求人は、明らかにすべきと考えているのは、警備体制の詳細等ではなく、申請額あるいは合計額等であり、国民や都民の「知る権利」を十分に保障し、説明責任を果たすべきである旨主張する。

審査会が見分したところ、本件非開示情報は、本件警備実施前において、実施機関が過去の警備実施によって収集した情報を元に、警備態勢を構築するために必要な装備資機材等に係る経費の積算をしたことに基づく申請額及びその内訳である。

審査会が検討するに、本件非開示情報は、本件警備実施前における実施機関の想定した警備の人的規模、陣容に係る情報であり、申請額のみであっても、開示することとなると今後同種又は類似の警備が行われる場合にテロ等犯罪行為を企図する者が、当該情報に基づいて研究、分析を行い警備実施に応じた対抗措置を講じることが可能となり、将来における不法行為が容易になるおそれがあると認められる。

また、実施機関における申請額が開示されることにより、その影響は実施機関にとどまらず、各道府県警察にも及び、実施機関の動員状況、各道府県警察からの派遣状況等が明らかになるおそれがある。この派遣状況等が明らかになると、各道府県での警察官の配備状況等を推測することも可能であると認められる。

さらに、本件警備は、後述するように各報道機関を通じて広く情報が報道されており、報道発表された情報と本件非開示情報を比較することが可能である。本件非開示情報は本件警備実施前の実施機関の装備資機材に係る申請額とその内訳であり、報道発表された情報と比較することにより、実施機関における本件警備実施前の警備規模、警備方針等を推測することも可能であると認められる。

以上のことから、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であるといえ、本件非開示情報は条例 7 条 4 号に該当する。

ウ 条例 7 条 6 号の該当性について

本件非開示情報には、過去の具体的な警備を参考に本件警備の積算をしたものと思料される記載が認められる。この記載内容は、実施機関が本件警備実施前に本件警備の参考となる過去の警備を選定し事前に検討したものであり、本件非開示情報が、検討段階の情報であるとする実施機関の説明は首肯できるものである。

また、実施機関による警備経費の予算については、警察庁に予算を申請後、金額の査定が行われ、必要な調整が行われたのちに金額が決定するものであり、本件非開示情報は、実施機関が算出した予算金額にすぎず、警察庁等の関係機関との協議前の金額であるとのことである。

以上のことから、実施機関内部における検討段階の積算金額を開示することによって、警察庁等の関係機関との協議に影響を与え今後の積算事務及び連絡調整に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は首肯できると認められるため、本件非開示情報は条例 7 条 6 号に該当する。

エ 本件警備における公表情報の影響について

本件警備の経費は、警察法施行令 2 条 7 号により国庫が支弁することとされており、本件警備実施後に、実施機関を含めた各都道府県警察に支出された旅費、超過勤務手当、装備資機材その他の装備費等に係る国費全体の金額とその内訳の概数、警備に従事した人数等が公表されている。このことは、実施機関分を含んだ金額が公表されているとの実施機関の説明とも符合する。

審査会が公表された情報を見分し、検討したところ、公表されている情報は、上記のとおり本件警備に要した国費全体の支出金額に係る情報であり、実施機関を含む各都道府県警察の個別の支出金額等の情報は公表されておらず、明らかとなっていない。本件非開示情報は、実施機関の申請額及びその積算に係る情報であり、算出の時期及び内容において公表された情報と同一の情報とは認められなかった。そうすると前記イで述べたとおり、実施機関の申請額を開示することにより、今後同種又は類似の警備が行われる場合にテロ等犯罪行為を企図する者が、当該情報に基づいて研究、分析を行い警備実施に応じた対抗措置を講じることが可能となり、将来における不法行為が容易になるおそれがあるのみならず、各道府県警察の申請額を推測させることにつながり、ひいては各道府県警察の派遣状況等が明らかになるのであって、本件警備に要した国費全体の支出金額に係る情報が公表されたからといって本件非開示情報を明らかにする理由とはならない。

以上のことから、本件非開示情報は、条例 7 条 4 号及び 6 号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、樋渡 利美、峰 ひろみ

別表 本件一部開示決定

本件対象公文書	本件非開示情報	非開示根拠
本件警備に関する経費	申請額	条例7条4号 条例7条6号
	表題の非開示とした部分及び積算内訳の非開示とした部分に記録されている情報	
別添1「〇〇（非開示情報）一覧表」	表題の非開示とした部分及び警察署ごとの一覧表のうち非開示とした部分に記録されている情報	
別紙1「〇〇（非開示情報）積算資料」	表題の非開示とした部分、積算資料に関する一覧表のうち非開示とした部分及び欄外下部の非開示部分に記録されている情報	
別紙2「〇〇（非開示情報）積算資料」	表題の非開示とした部分、積算資料の一覧表の各欄及び欄外下部の非開示部分に記録されている情報	